

4-1 財団(文化施設)相互間の連携・協力を

- **積極的な情報交流による情報収集力アップ**  
財団個々の情報収集力のアップと情報の蓄積を図るため、財団同士が互いにアーティスト、公演団体、公演作品等について情報交流を積極的に行っていく必要がある。
- **連携による企画事業の実現**  
財団単独では予算、人員、施設、チケット販売などの制約から実施が極めて難しい事業でも、複数の財団が互いに協力、連携しあうことにより、企画実現の可能性が高まることから、事業の連携を図っていく必要がある。
- **財団間での研修交流や人事交流**  
職員が他の財団施設で経験を積むことは、施設運営に関する幅広い経験、専門知識の習得、舞台技術の向上、組織の活性化等への効果が期待できることから、研修交流や人事交流等の人的交流の実施について検討していく必要がある。  
また、市町村合併も視野に入れながら、広域的な圏域における類似の財団間などにおいて、専門的な人材の相互融通や相互協力の仕組みの導入を検討することも有益であろう。
- **施設機能の相互補完等**  
県立ホールと市町村立ホール、演劇専用ホールと音楽専用ホール、大ホールと小ホール、稽古場を備えたホールと稽古場がないホールといった各施設の機能で、不足する機能を互いに補完していくことを検討する必要がある。  
特に、昨今の市町村合併に向けた検討が積極的に推進されている地域にあっては、広域的な圏域を一体にとらえて圏域内における類似の文化施設相互間での機能の重複を避け、それぞれの機能の特化を図るなどの工夫を凝らすことも有意義である。

参考例

- 1997年度に地域創造が調査した時点で、既に何らかのネットワークに参加しているホールは約4割(アンケート回答ホール315件中109件)で、ネットワークの数は165件(継続的活動:118、単一事業:47)。
  - ネットワークの範囲は、県内や地域内にとどまらず、広域の類似ホールをネットワーク化する例もあり、活動の内容は、公演内容等の情報交換、共同企画・制作、教育研修事業の開催、公演情報等の共同提供などが行われている。
- C-WAVE ネットワーク協議会:ネットワークで公演の質のアップと経費削減を実現**
- 地方のホールでは、施設規模、交通事情等から事業企画が制限される。アーティストの招聘に際して会員が協同で経費を負担し、少しでも安く質の高い公演を提供することを目的して、宮崎県門川町総合文化会館が呼びかけにより1993年、東九州(大分県、宮崎県、鹿児島県)の公立文化施設のネットワーク組織 C-WAVE ネットワーク協議会が立ち上がった。C-WAVE とは「文化(Culture)を創造(Creation)し、伝達(Communication)する、つねる波(Wave)となる」という意。
  - 会員は2000年時点で10施設(賛助会員として地元マスコミ各社)。
  - 事業の効果は、経費が削減されて低料金での公演が実現したこと、ネットワークを組むことで制作者や演奏家からも積極的な情報提供やオファーが見られるようになったこと。また、複数ホールとの協働や情報交換は、各ホール職員が地域文化やホールの役割について考えるきっかけになっている。

#### 4-2 関係機関・団体との協力・連携を

##### ● 民間のノウハウを提供してもらおう

財団も施設運営に最大限努力していくが、住民・企業と財団との結びつきの中で民間が人材、モノ、資金、ノウハウを提供しやすい仕組みを考えていく必要がある。

##### ● 芸術文化の担い手を育てる環境づくり

芸術文化活動の担い手である法人の活動を支援するため、税制上の優遇措置が認められる特定公益増進法人や認定 NPO 法人の要件緩和について、いわゆる寄付文化を育てる観点を踏まえつつ、検討していく必要がある。

##### ● 関係機関等との連携・協力

財団は芸術文化振興に係わる国、地方自治体、公的機関、民間団体、大学等さまざまな機関・団体等と広く連携協力して財団活動の活性化を図っていく必要がある。

#### 参考

##### 【公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）】の概要 内閣官房行政推進事務局（平成14年8月2日）

#### 1. 公益法人制度の抜本的改革の必要性

- 我が国の公益法人（民法第34条の規定により設立される社団及び財団）制度は、明治29年の民法制定以来100余年にわたる歴史を有しているが、この間、制度の抜本的な見直しは行われていない。
- その一方で学校法人等の特別法に基づく公益を担う法人制度が多数創設され、最近では特定非営利活動促進法（NPO法）、中間法人法が整備され、制度論としては複雑になったとの指摘もある。
- また、現在の公益法人制度は、運営、指導監督、ガバナンスなどの在り方について、主務官庁の自由裁量による許可主義、公益性の判断基準が不明確（行政の自由裁量による判断）、主務官庁による指導監督権限による事前規制の限界、公益法人への公務員の「天下り」、低金利による運営の行き詰まりといった批判がしばしば見受けられ、制度の廃止も含めて検討すべきではないかとの意見もある。
- 公益法人制度そのものについて、関連制度も含めて抜本的かつ体系的な見直しを行い、真に時代の要請にこたえ得る非営利法人制度の基本的制度として再構築することが必要である。

#### 3. 非営利法人制度改革の方向、(5) 税制上の措置

- 今後新たな法人制度の姿に対応した税制上の措置のあり方について、課税の公平性・公正性を踏まえつつ、「公益法人制度等改革大綱（仮称）」策定の時期（平成14年度中）を目途に基本的な方向が示されるよう財務省、総務省等関係府省において検討を進めていく必要がある。その際、租税を減免する措置を講ずるにふさわしい要件やそれを担保する仕組み等について、根本に立ち返った検討を行うべきである。

\*冒頭部分、税制見直しに関連する部分を抜粋・要約した